

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成26年7月31日が有効期限ですが、平成25年中の所得状況等により、平成26年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限は平成27年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成26年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、担当窓口にて手続きしてください。

○ 保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○ 保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

※その他ご不明な点は、東通村税務住民課国民健康保険グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 017-721-3821）までお問い合わせください。

国民健康保険からのお知らせ

◇8月1日「高齢受給者証（70～74歳）」更新について

1. 高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。（7月末に新しい高齢受給者証を郵送しています）
2. 有効期限は、次の更新時期となる1年後の平成27年7月31日までです。
3. 古い高齢受給者証は返還不要ですので、各自で破棄してください。

◇特定健診を受けましょう！～受診料は無料ですが、保険証と受診券が必要です～

1. 定期的な健康診査により病気を早期に発見し、重症化を未然に防ぐことで、元気で長生きすることができ、医療費の負担も安くなります。
2. 受診は無料ですが、いきいき健康推進課に予約したうえで、保険証と受診券（国保、後期高齢者医療、協会けんぽ等が発行）を提出することが必要です。
3. 健診会場には、忘れずに保険証と受診券をお持ちください。

◇国民健康保険税は納期内に納めましょう！

<問合せ先>東通村税務住民課 国民健康保険グループ ☎27-2111（内線153）